

社会福祉法人謝徳会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人謝徳会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬及び勤務報酬等)

第3条 役員等が理事会、監査会及び評議員会等に出席した時、また役員等が理事長の命を受けて、法人及び施設運営のための業務にあたった時の報酬は、支給しないものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、理事長の命を受けて、法人業務のために出張する場合には、別表1により旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(慶 弔)

第5条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、叙勲、褒章又は表彰を受けたときは、別表2に定める祝金を支給することができる。

- 2 役員等が死亡したときは、別表2に定める香典金と生花を供えることができる。
- 3 役員等が疾病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給することができる。
- 4 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、別表2に定める災害見舞金を支給することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

(改 正)

第7条 この規定を改正又は廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は平成 29 年 6 月 20 日より施行する。

附 則

この規定は令和元年 6 月 20 日より施行する。

別表 1

旅費 (公共交通機関)	旅費 (車賃)	宿泊費	旅行雑費 (1 日につき)
実費	1 キロメートルにつき 40 円	甲地方…13,100 円 乙地方…11,800 円	1,200 円

備考 宿泊費の欄中甲地方とは、東京都及び政令指定都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

別表 2

区分	支給基準額	備考
受賞等祝金	10,000 円	
死亡等御悔金	10,000 円	弔電・生花
傷病見舞金	10,000 円	
災害見舞金	10,000 円	